sent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the examination of qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency ⑤have been licensed for a person of the electricity enterprises general in accordance with Article 3(1) of the Electricity Enterprises Act, or have filed notice of a person for the electricity enterprises on the specified scale in accordance with Article 16. 2(1) of the Act mentioned ⑥Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.

⑺ Time-limit for tender: 1:00 PM, 27 March 2013

⑻ Contact point for the notice: Procurement Division, Department of Administrative Services, Tokai Research and Development Center, Japan Atomic Energy Agency, 2—4 Shirakata-shirane, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319—1195 Japan. TEL 029—282—5308

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月1日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

財形勘定契約担当役　理事　東　　健作

◎調達機関番号　583　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　871

⑵　調達等件名及び数量　平成25年度勤労者財産形成制度普及促進に係る広告代理業務一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　入札説明書及び仕様書による。

⑸　履行場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法　最低価格落札方式にて入札に付す。

2　競争参加資格等

⑴　次に該当しない者であること。

ア　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ　次の㋐から㋕のいずれかに該当する者でその事実があった後２年を経過しない者。

㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者

㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

㋒　落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

㋓　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㋕　上記㋐から㋔のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

ウ　一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。

⑵　独立行政法人勤労者退職金共済機構における一般競争（指名競争）参加資格（役務提供等）の業種区分「広告関連」及び「その他（役務）」の等級「A」・「B」・「C」・「D」のいずれかの認定を受けている者（企画提案書の提出期限までに参加資格の認定を受けていること。）であること。

⑶　業務の主たる部分を第三者に委託し、請け負わせないこと。

⑷　財形勘定契約担当役理事から指名停止を受けている期間でないこと。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑹　機構が提示する「個人情報の取扱について」により契約を行えること。

⑺　その他、入札公告、入札説明書及び仕様書等に定める入札制限に該当しないこと。

3　入札書及びその他必要書類の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒170—8055 東京都豊島区東池袋１—24—１　独立行政法人勤労者退職金共済機構　勤労者財産形成事業本部　管理課経理係　電話03—6731—2930

⑵　入札説明会は実施しない。

⑶　入札説明書の交付方法　本公告の日から、３の⑴において、土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時までの間に交付する。

なお、郵送を希望する場合は、３の⑴の問い合わせ先に申し出ること。

⑷　開札の日時及び場所　平成25年３月27日（水）午後２時00分　〒170—8055 東京都豊島区東池袋１—24—１　独立行政法人勤労者退職金共済機構　16階Ａ会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、競争参加資格に関する証明書等を提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、開札日の前日までの間において、財形勘定契約担当役理事から当該書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法

①　落札決定にあたっては、独立行政法人勤労者退職金共済機構会計規程第35条の規程に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る納税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　詳細は入札説明書による。

5　契約に係る情報の公表について　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

⑴　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

⑵　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高